

I

障害福祉計画の策定にあたつて



I 障害福祉計画の策定にあたって

1 趣 旨

本県では、障害者基本法に基づき、平成16年度から10年間の本県の障害者施策の基本的方向を定めた「沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン」を平成16年3月に策定し、障害者の社会参加促進、就労支援等による自立支援の促進等、各種施策の推進に努めてきました。

この間、平成18年度には、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法が施行されました（平成18年4月1日一部施行、同年10月1日全面施行）。

障害者自立支援法は、①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。））にかかわらず、利用者が必要とするサービスを利用するため、サービス利用体系を一元化、②サービス提供主体を障害者にとって最も身近な市町村に一元化、③支給決定手続の明確化、④就労支援の強化、⑤安定的財源の確保などをポイントとしており、また、都道府県及び市町村に対し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供するための計画（障害福祉計画）を作成することを義務づけています。

このため、本県では、平成19年3月に「第1期沖縄県障害福祉計画」を、平成21年3月には「第2期沖縄県障害福祉計画」を策定しています。

また、平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた障害保健福祉施策を見直すまでの間に於いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）により、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明記されるとともに、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。

さらに、整備法により児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、改正児童福祉法を基本に障害児通所支援及び障害児入所支援に再編し、障害児支援が強化されることとなりました。

以上のような経過やこれまでの計画における実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期沖縄県障害福祉計画」を策定します。

2 性格と位置づけ

沖縄県障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条に基づき、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して広域的な見地から策定します。

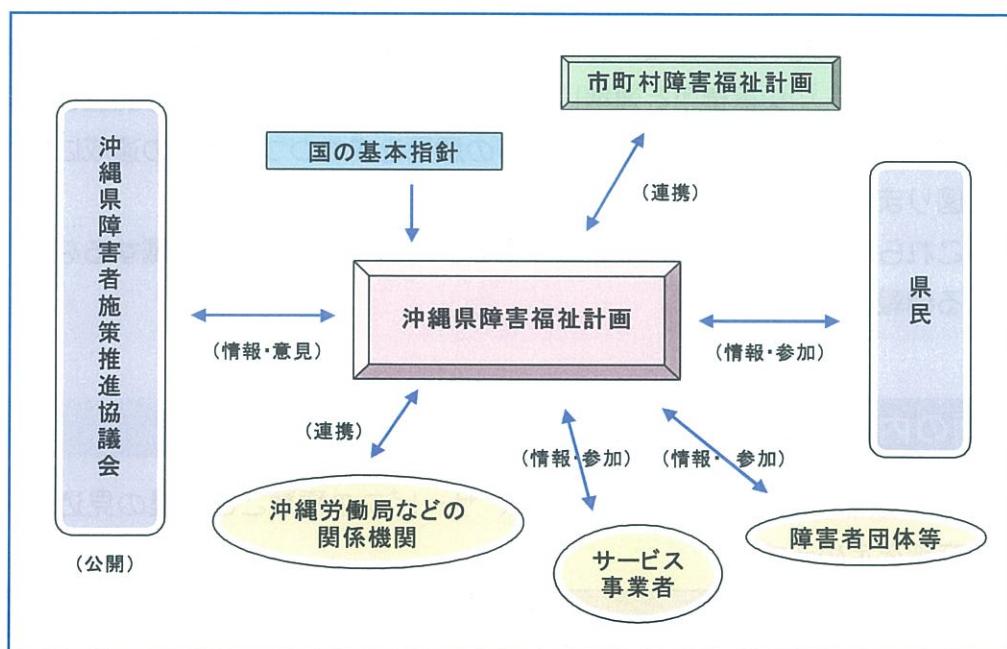
本計画は、障害者基本法に基づき策定した沖縄県障害者基本計画「美らしま障害者プラン」（平成16年3月）の実施計画となるものです。同基本計画の基本的な考え方や施策の方針を踏まえつつ本計画を策定します。また、本計画の上位計画として同基本計画では、共通する数値目標については本計画と整合して設定します。

また、本計画は、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（仮称）や県の他の関連計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 策定体制、計画期間及び進行管理

（1）策定体制

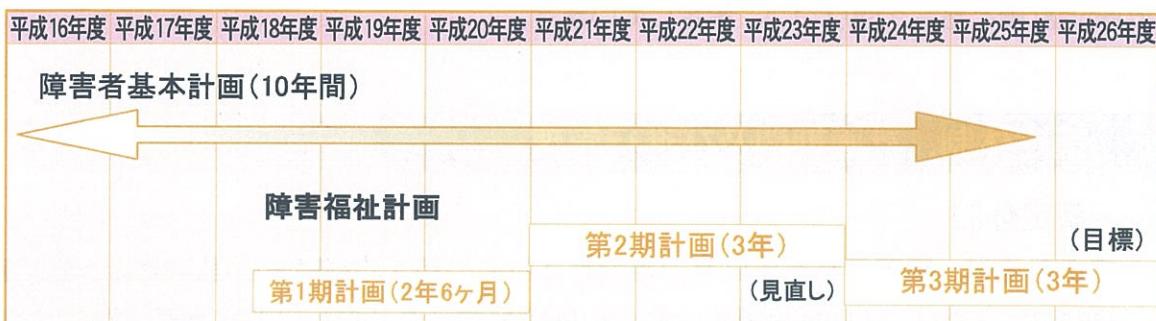
この計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」（委員は、障害者や障害福祉事業従事者、学識経験者等15名）における意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。



(2) 計画期間

この計画の期間は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。

また、計画の実施状況を踏まえ、平成26年度末までに計画の見直しを行います。なお、第3期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われ、それに伴い、第3期計画の内容の見直しが必要となった場合には、見直しを行います。



(3) 進行管理

毎年度、計画の実施状況を点検・評価します。障害者団体等からヒアリングを実施します。県福祉保健所・中央保健所と連携して、各圏域における進捗状況を調査します。沖縄県障害者施策推進協議会において推進方策等の意見を求めつつ、計画の達成に向け効果的な推進を図ります。

また、これらの内容について、インターネットのホームページへ掲載するなど、広く県民に対する情報提供を進めます。

4 計画の内容

平成26年度の数値目標を設定し、年度ごと、サービスの種類ごとの量の見込みとその確保の方策を定めます。

項目	市町村	県
■ 地域生活への移行や一般就労への移行に関する平成26年度の数値目標	○	○
■ 平成24年度から26年度までの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援等の見込量と確保策	○	○
■ 平成24年度から26年度までの各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数		○
■ 障害福祉サービス等の質の向上のために講すべき措置		○
■ 地域生活支援事業の実施	○	○
■ 就労支援方策		○
■ 平成24年度から26年度までの各年度の指定障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）を実施する事業所の整備計画		○

5 圏域の設定

「沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」で設定した障害保健福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計11市11町19村)	市 町 村 名
北部障害保健福祉圏域 (1市1町7村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害保健福祉圏域 (3市3町5村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害保健福祉圏域 (5市5町6村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害保健福祉圏域 (1市1村)	宮古島市、多良間村
八重山障害保健福祉圏域 (1市2町)	石垣市、竹富町、与那国町

障害保健福祉圏域

